

重要事項説明書

(特定福祉用具販売)

(特定介護予防福祉用具販売)

利用者： _____ 様

事業者： トップケア介護用品センター

[令和7年 7月 日 現在]

特定福祉用具販売重要事項説明書

特定介護予防福祉用具販売重要事項説明書

1 当事業所が販売する福祉用具についての相談窓口

トップケア介護用品センター TEL：(直通) 072-670-4812

福祉用具専門相談員：杉橋 高谷 / 管理責任者：杉橋 隼人

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 トップケア介護用品センターの概要

(1) 事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	トップケア介護用品センター
所在地	大阪府高槻市城北町 1-6-19
介護保険指定番号	高槻市 2770906184
サービスを提供する地域	高槻市 茨木市 島本町

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 営業時間

月～金	午前9:00～午後17:00
土	午前9:00～午後13:00

※日曜・祝祭日及び 12/29～1/4 8/13～8/17 は休み

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者兼専門相談員	福祉用具専門相談員指定講習終了者	1名		1名
専門相談員	福祉用具専門相談員指定講習修了者	2名		2名
事務職員		1名		1名

(4) 福祉用具を居宅へ搬入・搬出する時間帯

	早朝 6:00～8:00	通常時間帯 8:30～18:00	夜間 18:00～22:00
平日・土	△	○	△
日・祝日	×	△	×

※ 搬入・搬出には料金はかかりません。

※ お客様の希望の日付及び時間が指定できます。

上記「△」の時間帯につきましては、お問い合わせください。

(5) 第三者評価の実施状況

実施の有無	無
-------	---

3 事業の目的・運営方針

上記事業所は、要介護（要支援）状態の利用者に対し、適切な指定特定（介護予防）福祉用具を提供することを目的とする。

運営の方針として、利用者が可能な限り自立した日常生活を営んでいただけるよう、利用者の心身の状況・希望及び置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整を行い、福祉用具を提供させていただく。その事により、利用者の日常生活の便宜を図り、利用者と利用者介護する者の負担の軽減を図るものとする。

4 提供するサービスの内容と費用について

(1) 特定（介護予防）福祉用具販売の種目と品名、料金について

種目	品名	販売料金	見積金額
腰掛便座			
自動排泄処理装置の交換可能部品 (専用パッド、洗浄液等及び専用パンツ、専用シート等は除く)			
排泄予測支援機器 (専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く)			
入浴補助用具			
特殊尿器			
簡易浴槽			
移動用リフトのつり具			
スロープ 主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものとは除く。			
歩行器 脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。			
歩行補助つえ カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。			

固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖に関しては、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できる対象種目です。

(2) 交通費

搬入・搬出に掛かる交通費はいただきません。

(3) 料金の支払い方法

【受領委任払い】

利用者が、費用の自己負担分（1割）（2割）（3割）のみを事業者支払い、保険給付される分（9割）及び（8割）及び（7割）を保険者が事業者へ直接支払う方法です。

【償還払い】

利用者が、一旦費用の全額（10割）を事業者支払い、その後保険者に申請して自己負担分（1割）（2割）（3割）を除く保険給付分（9割）及び（8割）及び（7割）の支給を受ける方法です。

5 サービスの提供にあたって

- ① サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は、速やかに当事業所にお知らせ下さい。
- ② 福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令はすべて事業所が行いますが、実際の提供にあたっては利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- ③ 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとします。
- ④ 特定福祉用具販売を提供後、特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行います。

6 福祉用具専門相談員の禁止行為

福祉用具専門相談員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は、そのご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は、そのご家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 医療行為
- ⑤ その他利用者又は、家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な処置を講じます。

- ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- ② 個別支援計画の作成など、適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り決める環境の整備に努めます。
- ④ 虐待防止に関する責任者を選定しております。

虐待防止に関する責任者	(管理者) 永井 由美
-------------	-------------

8 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

9 秘密保持と個人情報の保護について

事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

10 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行う特定（介護予防）福祉用具販売の提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族、市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、当事業所の責によって生じた事故については、損害賠償責任保険から支給される保険金の限度額内で損害賠償を行います。

11 緊急時の対応方法

容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡をいたします。

12 福祉用具の故障等の連絡について

福祉用具の故障等があった場合、事業所にお申し出ください。早急に対応させていただきます。

13 衛生管理等

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定特定（介護予防）福祉用具販売に係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【苦情相談窓口】のとおり）

イ 苦情に円滑かつ適切に対応するための手順は以下のとおりとします。

- ① 苦情相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ聞き取りのための訪問を実施し、事実の確認を行います。
- ② 苦情相談担当者は介護支援専門員・サービス事業所等に事実関係の確認を行います。
- ③ 相談担当者は社内に設置した苦情処理委員会に把握した状況を報告します。
- ④ 苦情処理委員会は内容を検討し、時下の対応を決定します。
- ⑤ 時間を要する内容については、その旨翌日までに利用者に連絡します。
- ⑥ 苦情処理委員会はその原因を明確にして対策を決定し、レベルアップのための提案対応策シートを作成します。
- ⑦ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行います。
- ⑧ 利用者には必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

ウ 苦情があったサービス内容に対する対応方針等

- ① イの苦情処理の手順に順じて、サービス内容の把握と検討を求め苦情再発防止のための改善案を文書にて提出致します。
- ② 利用者からの苦情が度重なるサービス内容に関しては、改善策が実効性のないものとして、利用者への説明を行い、サービス内容の変更とそのための情報提供を行います。
- ⑤ 日常的に利用者の満足が得られるよう個別援助計画書を提示させていただく際、利用者の意見を十分確認いたします。

(2) 苦情申立の窓口

(ア) 苦情相談窓口

担当：北元 永井 電話（代表）【072-670-4801】

(イ) その他

当社以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

高槻市 健康福祉部 長寿介護課 電話 【072-674-7166】

高槻市 健康福祉部 福祉指導課 電話 【072-674-7821】

茨木市 健康福祉部 介護保険課 電話 【072-620-1639】

島本町 健康福祉部 高齢介護課 電話 【075-962-2864】

大阪府国民健康保険団体連合会介護保険課 電話 【06-6949-5418】

法人名 社会福祉法人真昌会
理事長 栗辻 昌孝
所在地 高槻市東上牧二丁目 37 番 8 号
事業所名 トップケア介護用品センター〔高槻市指定 2770906184 〕
説明者 _____

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

利用者氏名 _____

代筆の場合 ご利用者様との続き柄
署名代行者氏名 _____ 続き柄 _____

法定代理人の場合
署名代行者氏名 _____